

(別添4)

令和6年度福島県における脱炭素×復興まちづくり実現に資する調査委託業務
の概要及び企画書作成事項

I 仕様書(骨子)

1. 業務の目的

環境省は、平成24年度より東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した地域(以下「被災12市町村」という。)において除染・中間貯蔵施設事業・特定廃棄物の処理事業といった環境再生事業を通じて被災地の復興に関与してきた。加えて、地元ニーズに応じて、環境施策の分野から、復興に向けた取組を支援していくことを目的として平成30年8月より「福島再生・未来志向プロジェクト」を開始し、脱炭素まちづくりへの支援等を実施している。

このような中、令和2年8月27日(木)に環境省と福島県は「『福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定』～環境から挑む福島の復興、そして希望ある未来へ～」(以下「本協定」という。)を締結した。本協定の取組の中で、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、「復興と共に進める地球温暖化対策の推進」を掲げ、浜通り地域をはじめ福島の復興を加速させるため、県内における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの一層の普及促進、福島県産水素の利活用、これらの取組を通じた未来志向のまちづくりなど、地球温暖化対策に実行ある取組を推進することとしている。

また、令和5年3月23日には、脱炭素と復興まちづくりに資する事業の展開を促進するとともに、地域資源を最大限活用しながら、環境・経済・社会が好循環する特色ある地域循環共生圏を形成することを目的に、地域内外の多くの主体が長期にわたり連携していくことを目指した「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)を設立した。さらに、プラットフォームの傘下に地域の課題やニーズに対応する個別ワーキンググループ(以下「個別WG」という。)を設置し、脱炭素と復興まちづくりを同時実現するための事業検討が進められている。

本プラットフォームの取組は、第二期復興・創生期間の終期である令和7年度までに、被災12市町村の実情を踏まえた地域に根ざした事業化を目指している。限られた時間の中で効果的に事業化を検討していくためには、令和3年度から令和5年度まで実施してきた事業化に向けた重要なステップであるFS事業の総括的評価を行い、その事業化に係る課題や知見等を今後の個別WGの議論の進捗に反映させ、確実に事業化に繋げる対策等の強化が求められている。

以上を踏まえ、本業務においては、プラットフォーム及び個別WGの取組に関する基礎調査や運営支援のほか、脱炭素×復興まちづくりの実現に資する課題抽出、CO₂削減効果等の算定及び広域連携の可能性を含む今後のプラットフォームの在り方等に関する調査・検討により、モデル性のある事業創出等を通じた被災12市町村における地域循環共生圏の形成に資することを目的とする。

2. 業務の内容

受託者は上記の目的を達成するため、環境省担当官と調整の上、以下の業務を実施するものとする。なお、各業務の実施に当たっては、本プラットフォームの事業目的やロードマップを踏まえるとともに、参加事業者や関係自治体等からの提案や要望等を踏まえて柔軟に対応すること。また、本業務で受託者が入手する個人情報及び機密情報については、本業務に係る委託契約書の記載や関連法令を遵守するとともに、適宜、個別事業者等と秘密保持契約（NDA）を締結して取り扱うこと。

なお、必要に応じて、本業務の一部については、総合的な企画、判断及び業務遂行管理部分を除き、再委任等することは差し支えない。再委任等を行う場合には、必ず事前に環境省の承認を得ること。

（1）事業化に必要な基礎調査等の実施

事業化に必要な基礎調査等として、事業化に係る法規制等の洗い出し、脱炭素技術等の最新動向等の基礎調査を行うとともに、活用可能な補助金等の支援制度の取りまとめ（過年度の支援制度の更新を含む）、各種統計データ等の基礎情報（国及び自治体の復興計画・ビジョン等を含む）を収集し、整理すること。

（2）個別WG運営支援

個別WGの打合せに係る会場手配・設営（オンライン配信を含む）や議事録作成を行うこと。なお、個別WGの打合せは、計27回程度（3回×9WG）を想定する。また、個別WGの円滑な実施に資するよう、柔軟かつ迅速な対応が可能な支援体制を整備するとともに、個別WG参加者からの確認事項や要望等を確認しながら、事業化に向けて個別WGの意向に沿った必要な対策を講じること。具体的には下記のフェーズに個別WGを分類し、各フェーズにおける具体的かつ有効な対策を提案すること。個別WGテーマの概要は表1のとおりである。

フェーズ0：WG立ち上げ段階

- ・事務局の設定、メンバー補強等を想定

フェーズ1：事業骨子検討段階

- ・市場動向や技術動向、対象自治体のニーズに沿ったアイデア創出につなげる支援等を想定

フェーズ2：事業計画策定段階

- ・事業目標設定、サプライチェーン構築、創出価値に係る地域還元の仕事等踏まえた事業計画策定に係る支援等を想定

フェーズ3：事業化（実装化）移行段階

- ・事業化に必要な事業スキームの選定、資金調達及び収益化（マネタイズ）等に関する支援等を想定

表1 個別WGテーマの概要

個別WG名	主なテーマ
脱炭素×観光による地域振興WG	脱炭素技術など最新テクノロジーを取り入れつつ、福島の魅力や未来への可能性を多くのひとに体験してもらえる「福島体験ツアー」の企画
脱炭素物流検討WG	ドローン活用等を含めた物流分野における脱炭素方策の検討
脱炭素×農業WG	福島県のバイオマス資源を活用した新たな環境配慮型の農業用資材の普及・開発に向けた方策の検討
ネイチャーポジティブ（自然再興）によるコベネフィット検討WG	ネイチャーポジティブな地域づくりを目指しつつ、脱炭素や復興への相乗便益を最大化させるための施策の在り方の検討
地域還元型電源開発WG	風力、太陽光、小水力等の発電事業に関する諸課題に対する地元自治体や地元住民等の地域に還元される仕組みづくりの検討
脱炭素燃料WG	資源作物や水素からバイオ・低炭素燃料の供給・利活用に係るサプライチェーン構築の検討
帰還困難区域での脱炭素化事業検討WG	帰還困難区域における将来の復興における民間主体での脱炭素化事業の検討
脱炭素建築×復興まちづくりWG	福島県産木材等を活用し、住宅等にLCCMやZEB等の技術を積極的に導入し、建物のライフサイクルを通して、脱炭素・循環型の復興まちづくりに寄与
（仮称）脱炭素型生活者交通WG	利便性と運行効率が高く、貨客混載輸送やEV活用などCO ₂ 排出量の削減効果と経済効果を高める、脱炭素型オンデマンド運行の事業デザイン案の検討

（3）プラットフォーム総会の開催支援

参加者間の情報交換やネットワーク構築のほか、プラットフォーム設置要綱に定める決定事項について諮るため、プラットフォーム総会を計2回開催する（令和6年9月頃、令和7年2月頃の開催を想定）。開催に当たり、総会の企画、会場手配及び設営（オンライン配信を含む）、資料作成、当日の運営、議事録作成、記録動画撮影、記録写真撮影等の事務を行うこと。

- ・総会は、被災12市町村において開催することとし、会場は、100名程度を収容できる公共施設とすること。
- ・総会参加者（約100名程度を想定）の移動手段確保のため、JRいわき駅から会場までのバスを手配すること。
- ・総会資料は、環境省担当官と協議の上、作成すること（A4版50頁程度、印刷部数100部程度）。また、参加者へのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。
- ・令和6年9月頃の総会は主に参加者の交流機会創出の場、令和7年2月頃の総

会は基調講演を中心とし、個別WGの活動報告等の年度の総括の場と想定している。なお、各総会の運営に当たり、交流機会創出及び活動報告等を受けた活発な意見交換等の促進の観点から、参加者同士の円滑なコミュニケーションが図られるような手法について提案すること。

- ・開催準備に当たっては、プラットフォーム座長及び環境省担当官と密に連絡を取り合い、開催趣旨に沿う内容とすること。
- ・総会のプログラムにおいては、本事業の目的の実現に向けて効果的な分野（地方創生、事業化、地域連携等）の知見や経験を持つ有識者による基調講演（1時間程度）を設定すること（令和7年2月頃の総会のみ実施）。なお、講演内容、講演者候補等を提案し、詳細は環境省担当官と協議の上、決定することとする。

（4）過年度 FS 委託業務のレビュー及び事業化に係る課題抽出等

下記の項目について、地域特性や関係自治体の意向・ニーズ等を踏まえながら、過年度 FS 委託業務のレビュー及び事業化に係る課題抽出を行うとともに、事業化に資する具体策の提案を行うこと。過年度 FS 委託業務（令和3年度から令和5年度までの実施件数 10 件）のうちレビュー対象事業とその具体的な実施方法等については、環境省担当官と協議の上、決定することとする。なお、本調査の対象となる過年度 FS 委託業務に関する資料については、必要に応じて環境省担当官より提供する。

- ・過年度 FS 委託業務のレビュー
- ・事業化に係る課題抽出及び事業性向上に向けた提言
- ・経済合理性や事業採算性確保に向けた方策の検討
- ・一定のロジックモデルに基づく定量的評価指標（KPI）を考慮した、事業・エネルギー分野ごとの取りまとめ資料の作成（主に、事業化を目指す民間事業者が参照可能なものを想定するが、地域脱炭素実現の観点から、自治体担当者も参照可能なものとなることが望ましい）
- ・過年度 FS 委託業務（業務概要のほか、事業化に係る課題等）の機密性に配慮した情報共有の在り方（共有内容のレベルと共有範囲の整理等）に係る検討

（5）本プラットフォームの効率的・効果的な取組方針（案）の作成

令和8年度以降の本プラットフォームの在り方を検討し、効率的・効果的な取組方針（案）を作成すること。具体的には、福島県との連携協力協定や各省庁の復興関連施策との連携を考慮するとともに、プラットフォーム座長との意見交換等を踏まえた内容とすること。

（6）CO₂削減効果の試算・評価

（1）で検討されている個別WGにおける脱炭素の取組に関係する技術導入について、一定の想定のもと、CO₂削減効果の試算・評価を行うこと。当該試算に当たっては、前提とする仮定や前提条件を明記の上、福島県浜通り地域での事業創出を

想定することとし、その方法等については、環境省担当官と協議をして決定することとする。

また、今後、福島県浜通り地域で導入が検討される再生可能エネルギーの費用対効果について、そのエネルギー種別ごとに試算すること。

(7) 効果的な広報戦略・PRの実施

プラットフォーム等をはじめとする脱炭素に関わる環境省の取組を広く周知するため、効果的な広報戦略の提案を行うこと。

- ・福島県内での脱炭素関連等のイベントに3回程度（「第13回ふくしま再生可能エネルギー産業フェア（REIFふくしま2024）」（郡山市）、「ゼロカーボンフェスティバル2024 in おおくま」（大熊町）、「ふたばワールド2024 in ひろの（広野町）を想定）出展し、来場者の興味・関心を引くような展示となるよう工夫を凝らすこと。
- ・プラットフォームへの新たな参加や、福島県内の脱炭素の取組を地元事業者等へ周知するための効果的なPRを実施すること。

(8) 協議・打合せ

事業内容や進捗等の報告等を行うことを目的に環境省担当官と適宜打合せを行うこと（業務開始時、中間時（6回）、納品時の計8回を想定）。また、業務遂行に当たり、適宜有識者等による客観的な評価を行い、可能な限り本業務に反映させること。謝金は、1人1日当たり17,800円とし、受託者が支払いに係る一切の庶務を行うこととする。なお、実働時間が2時間未満となる場合は、1時間当たり7,900円とする。なお、業務を円滑に進めるための中間打合せは、必要に応じて適宜開催することとする。

(9) その他提案

上記のほか、本業務の円滑な実施に当たり必要と思われる提案をすること。

(10) 報告書の作成

業務の内容についての最終的な取りまとめを行い、報告書を作成すること。

3. 履行期限

令和7年3月24日（月）まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 3部（A4判 300ページ程度 くるみ製本）

電子媒体：報告書等（詳細は環境省担当官と協議し、決定する）の電子データを収納した電子媒体（DVD-R等）2セット

委託業務報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室付

提出期限 令和7年3月24日（月）

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (4) 本業務を行うに当たって、希望者は、必要に応じて、「令和5年度福島県における脱炭素技術導入検討調査委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、上記業務における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室付

福島再生・未来志向プロジェクト推進室（TEL：03-3581-2788）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集 (EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「` ´」→「' 」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。
- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。
(<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>)

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

II 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、東日本大震災及び福島第一原発事故により被災した地域が、脱炭素化の取組と復興まちづくりの同時実現を目指していく中で、本プラットフォームが取組む重要性について、別紙様式Aに従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ① 仕様書（骨子）2.（2）個別WG運営支援について、業務の実施内容を具体的に提案すること。
- ② 仕様書（骨子）2.（3）プラットフォーム総会の開催支援について、業務の実施内容を具体的に提案すること。
- ③ 仕様書（骨子）2.（4）過年度FS委託業務のレビュー及び事業化に係る課題抽出等について、業務の実施内容を具体的に提案すること。
- ④ 仕様書（骨子）2.（5）本プラットフォームの効率的・効果的な取組方針（案）の作成について、業務の実施内容を具体的に提案すること。
- ⑤ 仕様書（骨子）2.（7）効果的な広報戦略・PRの実施について、業務の実施内容を具体的に提案すること。
- ⑥ 仕様書（骨子）2.（9）その他提案の実施内容を具体的に提案すること。

(3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去5年間における本委託業務と同種業務（脱炭素まちづくりに関する検討・計画策定業務、まちづくりに関する計画策定業務）の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

(6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(8) 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組

別紙様式Hに従い、組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組を評価する。具体的には、1) 温室効果ガスの削減目標の設定（①2050年のカーボンニュートラルを宣言している、②①に加え、カーボンニュートラル実現年の前倒し、もしくは2030年の削減率46%以上の設定、③①に加え、自社以外のサプライチェーンの削減目標を設定している）、2) デコ活の実施状況（①デコ活応援団に参画、②デコ活に関する取組状況）を記述すること。

業務に対する理解度

東日本大震災及び福島第一原発事故により被災した地域が、脱炭素化の取組と復興まちづくりの同時実現を目指していく中で、本プラットフォームが取組む重要性について記述してください。

(※) 本様式はA 4版 2枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

1. 仕様書（骨子） 2. （2）個別WG運営支援の実施内容

--

2. 仕様書（骨子） 2. （3）プラットフォーム総会の開催支援の実施内容

--

3. 仕様書（骨子） 2. （4）過年度FS委託業務のレビュー及び事業化に係る課題抽出等の実施内容

--

4. 仕様書（骨子） 2. （5）本プラットフォームの効率的・効果的な取組方針（案）の作成の実施内容

--

5. 仕様書（骨子） 2. （7）効果的な広報戦略・PRの実施内容

--

6. 仕様書（骨子） 2. （9）その他提案の作成の実施内容

--

注 本様式は全項目合計でA4版20枚以内に記載すること。

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA4版1枚に記載すること。

業務実施体制 (配置予定管理技術者)

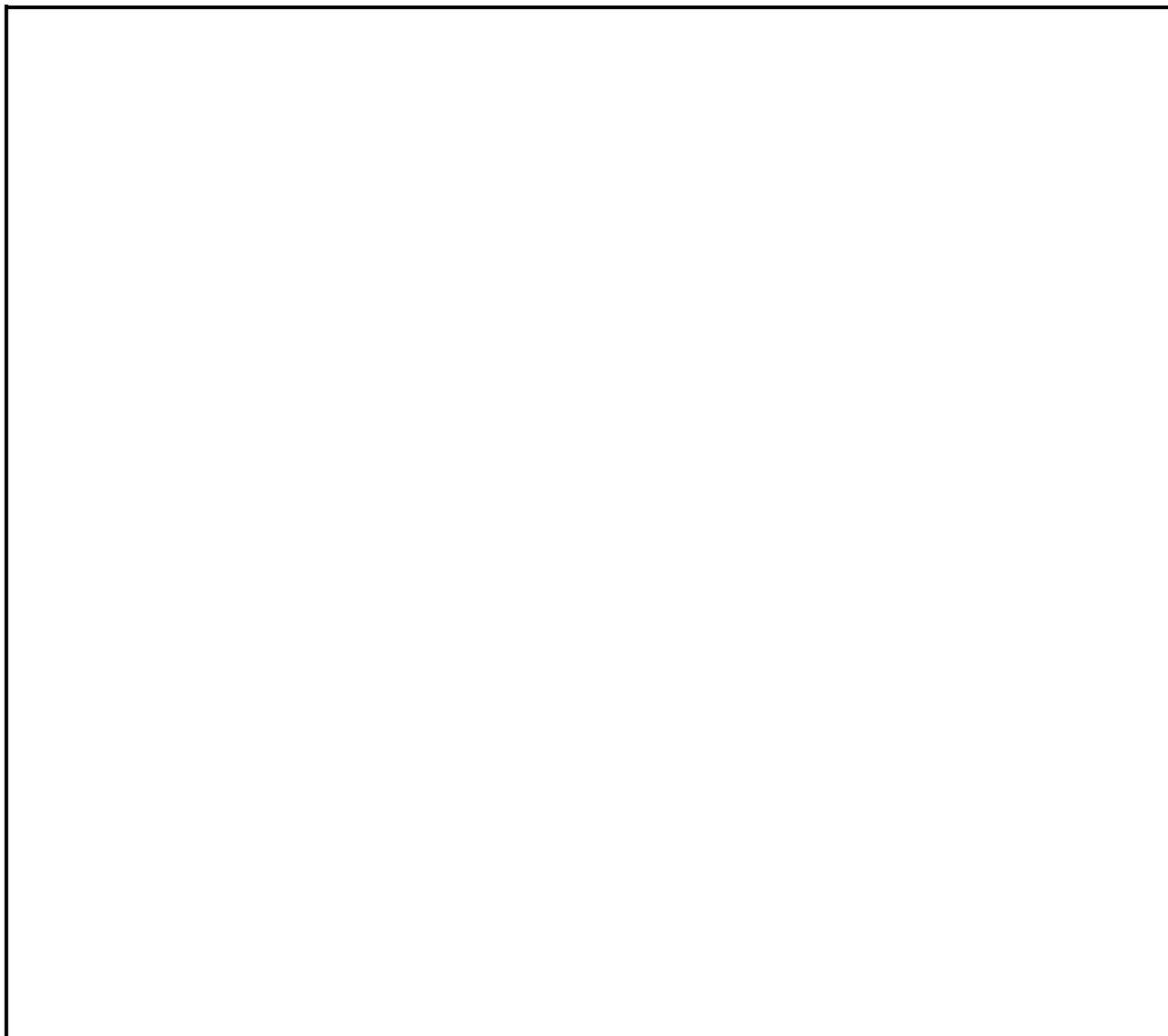
管理技術者

氏名			生年月日		
所属 役職			経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数) 年 () 年)		
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)					
従事技術分野の経歴 (直近の順に記入)					
1)		年	月	～	年 月 (年 ヶ月)
2)		年	月	～	年 月 (年 ヶ月)
3)		年	月	～	年 月 (年 ヶ月)
主な手持ち業務の状況 (手持ち業務の総数: 年 月 日現在 件)					
業務名	発注機関		履行期間		契約金額
主な業務実績					
業務名			契約金額		
発注機関			履行期間		
○業務の概要					
保有資格					
○主な資格 (技術士など)					

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去5年間における同種業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は5件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組

(1) 温室効果ガスの排出削減目標の設定

(作成注) 2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、提案者が設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載すること。目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を添付すること。

--

(2) デコ活の実施の実施状況

(作成注) デコ活に関する取組状況は、デコ活応援団での活動状況、デコ活宣言の内容、「取組、製品・サービス」の登録内容等について記載すること。

【参考】デコ活ウェブサイト：<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

デコ活応援団への参画	有 ・ 無
デコ活宣言の実施	有 (宣言日：令和○年○月○日) ・ 無
デコ活に関する取組状況	

(※) (1) と (2) 合計でA4判1枚以内とする。